

千葉県総合スポーツセンター管理規則 制定概要

1 制定理由

「千葉県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例」の制定により、学校体育を除くスポーツに関する事務については、令和4年度から知事が管理・執行することとなり、併せて千葉県総合スポーツセンターの管理等に関する条例が改正された。

このことから、千葉県総合スポーツセンターの管理に関し必要な事項を定める本規則について、現行の教育委員会規則を廃止し、知事が所管する規則として新たに制定したものである。

2 制定内容

千葉県総合スポーツセンター（射撃場を除く）の管理に関し必要な事項

- ・ 指定管理者の指定の告示（第二条）
- ・ 利用時間（第三条）
- ・ 休所日（第四条）
- ・ 専用使用の許可（第五条）
- ・ 利用券及び超過利用券（第六条）
- ・ 回数券（第七条）
- ・ 利用の制限（第八条）
- ・ 売店施設の利用等の許可（第九条）
- ・ 園地等の利用の許可（第十条）
- ・ 利用者の遵守義務（第十一条）
- ・ 利用許可の取消し等（第十二条）
- ・ 損害の賠償（第十三条）
- ・ 知事が管理する場合の特例（第十四条）
- ・ 委任（第十五条）

3 施行日

令和4年4月1日